

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

	勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	介護保険事業収入	411,128,000	411,687,546	-559,546	
	老人福祉事業収入	0	0	0	
	児童福祉事業収入	0	0	0	
	保育事業収入	0	0	0	
	就労支援事業収入	0	0	0	
	障害福祉サービス等事業収入	0	0	0	
	生活保護事業収入	0	0	0	
	医療事業収入	0	0	0	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	1,040,000	1,040,000	0	
	受取利息配当金収入	8,000	8,000	0	
	その他の収入	5,049,000	5,089,203	-40,203	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
	事業活動収入計(1)	417,225,000	417,824,749	-599,749	
支出	人件費支出	266,127,000	266,105,460	21,540	
	事業費支出	69,958,000	70,149,265	-191,265	
	事務費支出	58,611,000	58,765,139	-154,139	
	就労支援事業費支出	0	0	0	
	播種事業費支出	0	0	0	
	利用者負担軽減額	211,000	218,748	-7,748	
	支払利息支出	194,000	172,493	21,507	
	その他の支出	2,641,000	2,635,384	5,616	
	流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
	事業活動支出計(2)	397,742,000	398,046,489	-304,489	
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	19,483,000	19,778,260	-295,260		
施設整備等による収支	施設整備等補助金収入	620,000	620,000	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	9,440	-9,440	
	その他の施設整備等による収入	0	0	0	
	施設整備等収入計(4)	620,000	629,440	-9,440	
	設備資金借入金元金償還支出	2,472,000	2,472,000	0	
	固定資産取得支出	2,272,000	2,272,300	-300	
	固定資産売却・廃棄支出	0	0	0	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	672,000	693,000	-21,000	
その他の施設整備等による支出	0	0	0		
施設整備等支出計(5)	5,416,000	5,437,300	-21,300		
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	-4,796,000	-4,807,860	11,860		
その他の活動による収支	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	役員等長期借入金収入	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	751,000	750,965	35	
	その他の活動による収入	0	0	0	
	その他の活動収入計(7)	761,000	750,965	35	
	長期運営資金借入金元金償還支出	996,000	996,000	0	
	役員等長期借入金元金償還支出	0	0	0	
長期貸付金支出	0	0	0		
投資有価証券取得支出	0	0	0		
積立資産支出	4,006,000	4,004,495	1,505		
その他の活動による支出	0	0	0		
その他の活動支出計(8)	5,002,000	5,000,495	1,505		
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)	-4,251,000	-4,249,530	-1,470		
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10)	10,436,000	10,720,870	-284,870		
前期末支払資金残高(12)	362,087,473	362,087,473	0		
当期末支払資金残高(11) + (12)	372,523,473	372,808,343	-284,870		

法人単位貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

	資産の部			増減	負債の部		
	当年度末	前年度末			当年度末	前年度末	
流動資産	381,892,277	0	381,892,277	流動負債	33,596,934	0	33,596,934
現金預金	319,504,903	0	319,504,903	短期借入金	0	0	0
有価証券	0	0	0	事業未払金	15,304,457	0	15,304,457
事業未収金	70,613,163	0	70,613,163	その他の未払金	0	0	0
未収金	0	0	0	支払手形	0	0	0
未収補助金	0	0	0	役員等短期借入金	0	0	0
未収収益	0	0	0	1年以内返済予定設備資金借入金	2,472,000	0	2,472,000
貸倒引当	0	0	0	1年以内返済予定長期借入金	763,000	0	763,000
貯蔵品	0	0	0	1年以内返済予定リース債務	0	0	0
医薬品	0	0	0	1年以内返済予定役員等長期借入金	0	0	0
診療・療養費等材料	0	0	0	1年以内返済予定長期未払金	0	0	0
給食用材料	0	0	0	未払費用	0	0	0
商品・製品	0	0	0	預り金	60	0	60
仕掛品	0	0	0	長期預り金	3,779,417	0	3,779,417
原材料	0	0	0	前受金	0	0	0
立替金	38,841	0	38,841	前受収益	0	0	0
前払金	1,735,370	0	1,735,370	仮受金	0	0	0
前払費用	0	0	0	賞与引当金	11,280,000	0	11,280,000
1年以内回収予定長期貸付金	0	0	0	その他の流動負債	0	0	0
短期貸付金	0	0	0				
仮払金	0	0	0				
その他の流動資産	0	0	0				
徴収不能引当金	0	0	0				
固定資産	604,941,022	576,236,774	28,704,248	固定負債	48,901,780	0	48,901,780
基本財産	459,468,466	430,421,703	29,046,763	設備資金借入金	12,788,000	0	12,788,000
土地	48,510,000	0	48,510,000	長期借入金	0	0	0
建物	410,958,466	430,321,703	-19,363,237	リース債務	0	0	0
定期預金	0	0	0	役員等長期借入金	0	0	0
投資有価証券	100,000	100,000	-100,000	退職給付引当金	36,113,780	0	36,113,780
その他の固定資産	145,472,526	145,815,071	-342,545	役員退職引当金	0	0	0
土地	0	0	0	長期未払金	0	0	0
建物	30,681,334	32,842,748	-2,161,414	長期預り金	0	0	0
構築物	3,236,776	3,375,830	-139,054	その他の固定負債	0	0	0
機械及び装置	1	1	0	繰越引当金	0	0	0
車輜運搬具	1,451,803	1,629,991	-178,188	負債の部合計	82,500,714	0	82,500,714
器具及び備品	2,943,580	2,289,638	653,942				
建設仮勘定	0	0	0	純資産の部			
有形リース資産	0	693,000	-693,000	基本金	135,182,349	0	135,182,349
権利	546,654	854,505	-307,851	国庫補助金等特別積立金	293,914,225	0	293,914,225
ソフトウェア	285,480	438,840	-153,360	その他の積立金	70,000,000	0	70,000,000
有形リース資産	0	0	0	繰越積立金	70,000,000	0	70,000,000
投資有価証券	100,000	100,000	0	次期繰越活動増減差額	415,236,011	0	415,236,011
長期貸付金	0	0	0	(うち当期活動増減差額)	9,379,230	0	9,379,230
退職給付引当資産	36,113,780	33,575,460	2,538,320				
積立預金	70,000,000	70,000,000	0				
リサイクル預託金	113,118	115,058	-1,940				
長期預り金(積立資産)	0	0	0				
差入保証金	0	0	0				
長期前払費用	0	0	0				
その他の固定資産	0	0	0				
徴収不能引当金	0	0	0				
資産の部合計	996,833,299	576,236,774	420,596,525	純資産の部合計	914,332,585	0	914,332,585
				負債及び純資産の部合計	996,833,299	0	996,833,299

役員報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西平和会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等に対して職務執行の対価としての報酬は、定款第9条及び第23条の規定に基づき無報酬とする。

(理事会又は評議員会への出席費用)

第4条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別に定める旅費規程第13条の規定に基づき実費弁償費を現金により支給する事ができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が理事長の命をうけて法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程第13条に基づいて、旅費を支給する事ができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する事ができる。

(適用除外)

第6条 この法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の承認、評議員会の決議を受けて行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。